

水質汚濁防止法に基づく排水規制

- 水質汚濁防止法の排水規制は全国の特特定業場について、全業種一律の排水基準を設定している。
- 排水規制の強化・追加項目の設定等に伴い、一般排水基準への対応が技術的に困難な一部の業種については、暫定的に緩やかな基準値（暫定排水基準）を時限つきで認めている。
- 規制方法は、濃度超過のみを持って罰則適用が可能ないわゆる直罰制度となっている。

